

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正

1. 概要

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に対応。

2. 施行期日

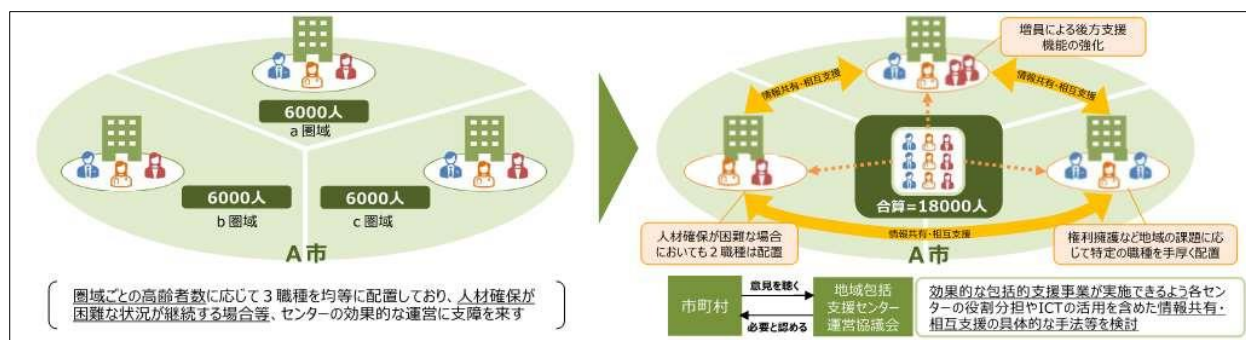
公布の日（令和6年12月27日）

3. 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化【第2条関係】

- (1) 第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に、職員の配置を常勤換算方法によることを明確化する。
- (2) 地域包括支援センターの効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合に、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、職員を配置することを可能とする。

●改正の趣旨

専門職員の確保が困難となっている状況を踏まえ、現行の配置基準を原則としつつ、複数区域を一の区域として地域の実情に応じて職員を配置することを可能とするもの。



4. 職員の配置基準

第1号被保険者の数	配置職員
おおむね3,000人以上 6,000人未満	・保健師その他これに準ずる者 1人 ・社会福祉士その他これに準ずる者 1人 ・主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

5. 地域包括支援センター職員の配置の考え方及び配置職員数

センターの名称	第1号被保険者の数 (令和5年10月1日)	配置の考え方	配置職員数（常勤換算）
清須市地域包括支援センター	7,146人	・保健師 2人 ・社会福祉士 2人 ・主任介護支援専門員 2人	・保健師 2.53人工 ・社会福祉士 2.0人工 ・主任介護支援専門員 2.38人工
清須市地域包括支援センターさわか	9,029人	・保健師 2人 ・社会福祉士 2人 ・主任介護支援専門員 2人	・保健師 2.2人工 ・社会福祉士 3.85人工 ・主任介護支援専門員 1.75人工 (※2.0人工)

※「常勤換算方法」の計算に当たり職員が短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱う。

●令和6年度については、配置職員数を満たしている。